

## 行政監査及び財政援助団体等監査結果報告

〔地域福祉センターに係る監査結果〕

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	佐	伯	育	三
同	橋	本	秀	一
同	松	本	しゅうじ	

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づき実施した平成21年度行政監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

## 1 監査のテーマ

「地域福祉センター」について

公の施設の管理運営について、平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度が導入された。地域福祉センターは、指定管理者制度導入以前から、神戸市ふれあいのまちづくり条例に基づいて、ふれあいのまちづくり事業の推進と同事業の拠点としての地域福祉センターの整備・管理、同事業の実施主体としてのふれあいのまちづくり協議会の組織化が三位一体となって進められてきた。

通常、指定管理者制度導入のメリットとしては、経済性、効率性や民間のノウハウの活用によって、市民に対してできるだけ低いコストで質の高い施設やサービスが提供されることにある。

しかし、地域福祉センターの指定管理者の選定は公募外選定となっており、条例の趣旨や経緯からいっても、管理運営の主体は、実際のところ、市か、ふれあいのまちづくり協議会以外には想定されない。

このような施設である地域福祉センターへの指定管理者制度の導入は、有効で効果があるのか、問題点や課題がないのか検証する。

## 2 監査の対象

### (1) 監査対象事務

地域福祉センターに係る指定管理、ふれあいのまちづくり助成事業及びそれに関連する事務で、主として平成20年度の事務

### (2) 監査の対象者

#### ① 地域福祉センターの指定管理及びふれあいのまちづくり助成事業に係る所管課

保健福祉局総務部計画調整課

各区担当課 まちづくり課（東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区）

まちづくり支援課（中央区・北区・西区）

- ② 地域福祉センター 187ヶ所（別紙1のとおり）  
指定管理者及びふれあいのまちづくり助成団体（183団体）  
ふれあいのまちづくり助成団体（4団体）

### 3 監査の期間

平成21年8月24日～平成22年3月12日

### 4 監査の方法

監査は、指定管理、ふれあいのまちづくり助成事業及びそれに関連する事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員等に対する質問等の方法により実施した。

また、今回の監査にあたっては、所管課に対しては行政監査、指定管理者、助成団体に対しては財政援助団体等監査として実施した。

### 5 事業の概要

#### (1) 地域福祉センター

神戸市は、「神戸市ふれあいのまちづくり条例」に基づき、ふれあいのまちづくり協議会（以下「協議会」とする）が行う地域活動の拠点施設として「地域福祉センター」をおおむね小学校区ごとに設置している。地域福祉センターは、地域福祉コミュニティの育成、地域振興を図るため、地域住民が活動を行う「ふれあいのまちづくり事業」の拠点として整備されたものであり、指定管理者を公募によらず指定し、活動の実施主体である協議会が管理運営することとしている。

#### (2) ふれあいのまちづくり助成事業

「神戸市ふれあいのまちづくり条例」の理念に基づき、協議会において住民が主体的に取り組む地域活動を支援するため必要な事項を定めることにより、地域活動の推進を図ることを目的としている。

ふれあいのまちづくり助成事業は、協議会が実施する福祉、環境、防災、教育等さまざまな分野において協議会が主体的に取り組む地域活動を対象事業としている。

### 6 監査の結果（指摘事項）

#### (1) 指定管理者制度の運用に関する事項

##### ① 自動販売機の設置について

行政財産の目的外使用許可をとらず、地域福祉センターに自動販売機を設置している事例が見受けられた。

(計画調整課)

適正な事務手続きを行うべきである。

(2) ふれあいのまちづくり助成事業補助金に関する事項

① 精算について

ふれあいのまちづくり助成金は、助成対象事業の実施回数、最少人員等の助成条件を満たさない場合には、用務終了年月日(「概算払いに係る期間の最終日」又は「債権者からの精算報告書受理日」)から5日以内に精算(精算登録)して戻入する必要がある。この場合に、次のような事例が見受けられた。

ア 用務終了年月日を期間の最終日(21.3.31)として、5日以内に精算されていない事例

イ 助成金の戻入後に精算登録したため、5日以内に精算されていない事例

※戻入調定し、戻入の納付通知を送付すれば、返金の戻入がなくても、精算は可能

ウ 戻入が出納閉鎖期間を過ぎてしまったため、過年度収入となった事例

※納付通知は、法令等に定めがあるものを除き、納期限の10日前までに行い、その際通知は到達主義で起算することに留意する必要がある。

(各区所管課)

適正な事務手続きを行うべきである。

なお、実際は指定管理の協定書に基づく、協議会の事業報告書、決算書の提出と、ふれあいのまちづくり助成の実績報告をあわせて行うことが多く、決算書は協議会の承認(協議会総会の議決事項)を得て提出することとなっているため、期間に余裕がない。

運営交付金の返金もありえることを考えると、提出される決算書の条件の変更や助成金単独での実績報告の提出など、出納閉鎖期間内に処理が可能となるような工夫も検討されたい。

## 7 監査の結果(意見)

(1) 指定管理者制度の運用に関する事項

① 規定等について

ア 「ふれあいのまちづくり協議会 運営の手引き」の位置づけについて

「ふれあいのまちづくり協議会 運営の手引き」(以下「運営の手引き」とする)が、各区及び各ふれあいのまちづくり協議会に示され、実際の事務は、これに準拠して行われているが、運営の手引きの奥付には、「発行：神戸市保健福祉局総務部計画調整課、編集：区役所まちづくり推進部まちづくり支援課地域福祉係長」となっている。

実態からいって、この運営の手引きは事務取扱要領であり、保健福祉局として運営の手引きの位置づけを明確にされたい。

イ 利用規程の整備について

地域福祉センターの管理運営にあたっては、運営の手引きにおいて、「協議会が、ふれあいのまちづくり協議会規約及び地域福祉センター利用規程を制定し、これらに基づいて管理運営を行い、協議会規約及び利用規程の改正をしたときは、すみやかに市へ届け出るように」となっている。実地監査において、利用規程の規定状況は必ずしも明らかでないが、区が利用規程を所持していない地域福祉センターが見受けられた。

地域福祉センターは、公の施設として、その運営には公平・公正さが求められることから、利用規程を定めるよう、また定めた場合は市へ提出するよう指導されたい。

## ② 会計処理について

### ア 会計調査について

各区において毎年～3年に1回の頻度で協議会に対する会計調査が行われており、区が改善を指導したものは、着実に改善が図られている、一方、各区の会計調査項目と指導のポイントには、ばらつきが見受けられる。

区の会計調査等のやり方や処理事例等の集積を有効に活用し、会計調査項目とチェックポイントについて、市としての一定の指針を示されたい。

### イ 協議会の帳簿類について

a 帳簿類については、各協議会とも工夫しており、おおむね以下の帳簿類による会計処理が共通して見られた。

- (a) 収支伝票(決裁にあたるもの)
- (b) 現金出納帳
- (c) 預金出納帳(預金通帳で代用可)
- (d) 元帳(仕訳帳)

b 地域によっては、作成している帳簿類にばらつきがあり、会計処理が把握しづらい事例が見受けられた。

- (a) 収支伝票のみで仕分けを行っており、現金管理が充分把握できない事例
- (b) 領収書と支出伝票が対応していないため、仕訳が困難な事例
- (c) 元帳(日付順)とは別に科目別の月次集計を出すためだけに、仕訳帳(科目別)に転記して、実質的には帳簿が重複している事例

c 協議会に対する注意事例としては、以下のものなどがあつた。

- (a) 入・出金伝票に決裁欄があるものの、会計担当者のみ押印していて、委員長等の決裁のない事例
- (b) 領収書がとれない場合の取扱いにばらつきがある事例
- (c) 領収書1枚が複数科目の支出に該当する場合に、領収書のコピーをとって科目ごとに貼付していないため、科目ごとの支出が確認しづらい事例

以上のことから、今後協議会において、より適正な会計処理を進めていくには、市において必要な帳簿類とその事務処理要領を示されたい。

### ウ 運営の手引きに示されている協議会決算書の様式等について (別紙2参照)

a 収入の部の「ふれあいのまちづくり助成」と「補助金」が科目上区分されているが、各協議会の決算書では「助成金」という一つの科目だけで処理している事例が数多く見受けられた。

ふれあいのまちづくり助成金は精算事務を伴うことから、他の助成金と区別して計上するよう、徹底されたい。

b 返還金・次年度繰越金の部は、「返還金」と「次年度繰越金」の2つの科目があるのみで、「次年度繰越金」の中に積立金会計への積立額が含まれている事例が見受けられた。

当年度の収支が明確になるよう「収支差額」科目を、「次年度繰越金」に含まれている積立金会計への積立額が明確になるよう「積立金」科目を、追加されたい。

- c 「積立金会計を設けるときは、決算時において必ず積立金のみの会計決算書を作成し、本会計の決算書と一緒に総会に諮るとともに、市にも必ず提出するように」と運営の手引きにあるが、積立金会計の決算書記入例が示されていない。

記入例を示されたい。

#### エ 繰越金の処理について

繰越金の処理の一例として、運営の手引きにおいて「一般に、繰越金が単年度の実収入に比べて過大な額になると、支出予算が膨らみがちとなり、決算においても単年度の実収支(実際の収入と支出の差額)が分かりづらくなるため、繰越金をできるだけ抑えて、積立金会計を設ける方がよい」とある。ところが、定期預金で保有していながら次年度繰越金としているなどの事例も見られた。

次年度に繰越金を使う予定がある場合は別として、資金管理面からも運営の手引きにのっとって取扱われるよう注意を促されたい。

#### オ 構成団体や地域行事への協賛金、助成金の支出について

協議会から、構成団体や地域行事への協賛金、助成金の支出については、運営の手引きにおいて、「ふれあいのまちづくり協議会としての活動に関わるものに限り、支出については渡しきりではなく、最終的にどのような形で使われたかが確認できるよう、必ず活動報告や会計報告を受け、残金が生じた場合は、返還するなど精算するように」となっているが、添付されていない事例が見受けられた。

事業によっては、他の市助成金との重複でないことを明らかにするためにも、会計報告が添付されるよう、指導を徹底されたい。

#### カ 部会に対する小口現金支出について

協議会の主催する行事を、部会事業として実施している場合に、部会に対する小口現金支出と差額返金のみで部会の収支報告が添付されていない事例や、部会に小口現金として支出しているが、協議会の帳簿に行事全ての収入・支出を逐一計上している事例も見受けられた。

部会行事についてもオに準じて、部会収支報告、または特別会計的な処理とするなどの処理を示されたい。

### ③ 財産管理について

#### ア 現金の保管について

現金の取扱いについては、運営の手引きにおいて「現金をなるべく手元に置かないように」とある。

しかし、地域福祉センターにおいては、収入面では運営協力金の受取、コピー代金の受取、公衆電話代金の集金、ふれあい喫茶の代金、行事等の参加費の徴収など、支出面では各種の現金支払など、直接現金を取り扱う場合が数多く見受けられる。このため、

協議会では、次のような対応がなされていた。

- a 各センターに金庫等がない現状から、役員が現金を保管所持している事例が多く見受けられた。
- b 役員ができるだけ現金を持たなくてすむように、立替払いを原則としているところもあった。
- c 銀行までは車で行かないといけない、業者への支払を振込みで行うため、キャッシュカードの方が振込手数料が安いなどの理由とあいまって、直接現金を持たなくてすむことから、キャッシュカードを作成しているところもあった。

金庫の設置など、市において役員等がリスクを負わないような手立てを工夫されたい。

#### イ 小口現金の管理について

協議会において、次のような事例が見受けられた。

- a 仮払いされた小口現金の記帳をせずに、実際に支出した案件ごとに現金出納帳にまとめて記帳している事例  
小口現金としての管理を指導されたい。
- b 仮払いされた小口現金についての受け払いの管理はあるものの、この受け払い等について、管理している者以外のチェックがなされていない事例  
第三者によるチェックを行うよう指導されたい。

#### ウ 備品の管理について

運営の手引きには、「ふれあいのまちづくり協議会に備品管理責任者をおき、備品台帳をつくり、備品の管理を行う」とある。しかし、記述内容は、物品管理全般の記述となっており、備品台帳の登載基準も備品台帳の様式も示されていない。

備品台帳の登載基準、備品台帳の様式を示されたい。

#### ④ 区長委任規則について

地域福祉センターの指定管理に係る協定は、各区長名で締結されている。

区長は、区長委任規則において、予算執行権限を委任されていることから、予算執行に係る案件については、協定を締結することができる。

しかし、協定書に定める業務である施設管理業務の中には、予算執行を伴わない業務があり、通常の場合の施設管理権限は市長にある。

予算執行を伴わない協定内容の業務についても、実務に即して円滑な業務を行えるよう、区長委任規則において明確にするよう検討されたい。

#### ⑤ 文書の取扱いについて

地域福祉センターの指定管理に関する協定書では、個人情報の保護を規定し、これを受けた個人情報取扱特記事項には適正な管理についての規定がある。

ア 地域福祉センターに文書保管場所をとるスペースがないため、文書を役員の自宅に持ち帰り、保管している事例が見受けられた。

地域福祉センターの設置・整備等にあたって、文書の保管場所を確保するよう努められたい。

イ 地域福祉センターの指定管理に関する協定書では、帳簿類の5年間保存を規定しているが、保存期限を過ぎた文書及びパソコンを廃棄する場合等の処理について、処理の仕方が示されていない。

シュレッダーの購入や市による回収など、処理の仕方を示されたい。

(2) ふれあいのまちづくり助成事業（補助金）に関する事項

① 実績報告書の様式について（別紙3参照）

ふれあいのまちづくり助成金の実績報告については、ふれあいのまちづくり助成実施要綱第4条第4項に基づき、「活動計画・結果比較」、「助成金精算表」、「ふれあいのまちづくり助成活動実績報告書」の各様式が定められている。

ア 「活動計画・結果比較」について

精算を行う必要があるかどうかの助成条件に係る、助成対象事業の実施回数、参加人数等の事業量のみを記載するようになっており、返還金額の記入欄がない(他の様式も含めて、定められた様式では、どこにも返還金額が明記されていない)。

イ 「助成金精算表」について

「助成額(A)」欄には、助成金返還後の額を記入するとの注があり、返金後の「助成金額」以外の実際の収入、支出の流れに沿った「交付額」、「返還額」の記入欄がない。

ウ 「ふれあいのまちづくり助成活動実績報告書」について

「助成金精算表」に対応した事業ごとに本書は作成されている。「助成金精算表」には「支出額」とともに「参加費等収入額」を記入するようになっているが、本書には「支出費用」の記入欄はあるが、収入の記入欄がない。

以上の点に配慮して、記入しやすく、事業結果を把握しやすいような様式を工夫されたい。

② 協議会決算書への計上方法について

ふれあいのまちづくり助成事業において、参加費等の実費を徴収しているにもかかわらず、協議会決算書上明確でないものや、支出と相殺している事例が見受けられた。

決算書には一切の収支を明確にするべきであることから、収入の部には実際に徴収した金額を、支出の部にはその科目に対応する支出額を計上するよう指導されたい。

## 8 検討課題

地域福祉センターは、神戸市ふれあいのまちづくり条例に基づいて設置されている。条例では、ふれあいのまちづくり事業の推進と同事業の拠点としての地域福祉センターの整備・管理、同事業の実施主体としてのふれあいのまちづくり協議会の組織化が三位一体となった規定となっている。

指定管理者制度は、経済性、効率性や民間のノウハウの活用によって、市民に対してできるだけ低いコストで質の高い施設やサービスを提供することにある。しかし、地域福祉センターは、住民自らが主体となって運営・活動する「拠点として」、行政が整備してきたものである。この点において、通常の公の施設が、その「施設において」、不特定多数に「行政サービス」を提供するのは根本的に異なっている。このため、以下のような各制度との齟齬が生じているものと考えられる。

(1) 公の施設においては、使用許可と使用料に関する規定があるのが通例である。しかし、地域福

社センターにおいてはこのような規定が存在していない。

① 公の施設の利用における使用許可は行政処分である。一方、地域福祉センターの利用においては団体相互の利用調整が行われるだけであり、使用許可のような処分性はない。利用調整においても、公平性は求められるものの、条例目的に沿った団体活動は優先的に利用することが認められている。

② 公の施設においては、利用の対価として使用料が徴収される。一方、地域福祉センターにおいては、住民による地域福祉活動の拠点であるという施設の性格、条例上に使用料の規定がないことから、本来的には無料で利用することが予定されているものと考えられる。

ところが、地域福祉センターの利用にあたって、運営協力金を徴収しているところが数多く見受けられた。

この運営協力金は、住民自らの負担において地域福祉センターの運営を担っていくためのものであり、実際その収入は運営経費や地域福祉事業に充当されている。

(2) 指定管理者制度との間でも以下のような差異がある。

① 指定管理料は、施設の維持管理および運営に充当される経費である。一方、地域福祉センターの指定管理に係る協定書に基づき支出される運営交付金は、施設運営に必要な経費及び地域活動の経費に当てることが出来ることから、指定管理料と助成金が一体となった交付金である。

② 指定管理者は、管理運営の対価として指定管理料の交付を受けて、それにより人件費等も賄われている。一方、地域福祉センターの運営を行う住民は、労働の対価に見合った報酬といえるほどの対価を得ることもなく、ボランティアとして活動している。

③ 本市の指定管理者制度運用指針運用マニュアルに定められたリスク分担表と、地域福祉センターのそれを比べると、通常指定管理者のリスク分担となっている事項が、明確に定められていない。

以上のように、地域福祉センターが、通常の公の施設と異なるのは、住民自らの主体性と責任において運営されるべき施設だからであり、このような施設に、民間事業者の管理も想定した指定管理者制度を適用するのはなじみにくい面がある。

平成 23 年度の藍那小学校区での地域福祉センターの設置をもって、未設置校区は解消される。これを契機として、地域福祉センターは住民活動の拠点であるとの特質に留意して、既存の制度にとらわれない、住民活動の充実に資する仕組みづくりの検討が望まれる。

## 9 ま と め

これまで、地域間での不公平がないよう、地域福祉センターの設置を第一に取組みが進められてきたが、ハード面では、利便性の悪い立地、施設の延床面積が充分ではない、UD対応がされていない、などの課題を有した地域もある。

また、従来の老人いこいの家を転用したものや、事業開始当初に設置したものなどは、今後改修の時期が到来してくることに留意する必要がある。

一方、ソフト面では、各地域とも役員が高齢化しており、後継者不足で世代交代が出来ず、重要課題となっている。地域によっては、行事の際にPTAや中高年層を活動の担い手として組込むことで、次世代への円滑な引継ぎを図ろうとしているところもある。



ふれあいのまちづくり協議会は、地域福祉センターの管理運営において、事務処理が不慣れな面があることも事実であるが、地域の建物として、地域が責任をもって運営を行っていくとの自覚と熱意があふれていた。また、事業面では、自治会、婦人会、老人会等地域の様々な住民団体を包含する団体であることから、地域福祉事業だけでなく、環境問題、防災問題、街づくりなど広く住民の関係する様々な領域にも及ぶようになってきている。

地域福祉センターは、市政の掲げる「協働と参画」を具体化する最も身近な拠点施設であり、その理念を実現するためにも、まず行政の役割を明確にして、行政自らがその責務を果たしていくことが問われている。全市に地域福祉センターの設置が整うこの時期に、これまでのふれあいのまちづくり協議会の活動実績や、住民の意見を踏まえ、今後の地域福祉センターのあり方について、市政の新たな取り組みを検討されることを希望する。

別紙1 監査対象の地域福祉センター一覧（※については団体助成のみ）

内 実地 監査実施	地域福祉センター	指定管理者および助成団体	
東灘区			
○	魚崎南地域福祉センター	魚崎南ふれあいのまちづくり協議会	
	渦が森地域福祉センター	渦が森ふれあいのまちづくり協議会	
	向洋地域福祉センター	向洋ふれあいのまちづくり協議会	
	本山南地域福祉センター	本山南ふれあいのまちづくり協議会	
	浜御影地域福祉センター	浜御影ふれあいのまちづくり協議会	
	本山地域福祉センター	本山ふれあいのまちづくり協議会	
	魚崎地域福祉センター	魚崎ふれあいのまちづくり協議会	
	本山東地域福祉センター	本山東ふれあいのまちづくり協議会	
	本山西地域福祉センター	本山西ふれあいのまちづくり協議会	
	本庄地域福祉センター	本庄ふれあいのまちづくり協議会	
	青木南地域福祉センター	青木南ふれあいのまちづくり協議会	
	御影北地域福祉センター	御影北ふれあいのまちづくり協議会	
	六甲アイランド地域福祉センター	六甲アイランドふれあいのまちづくり協議会	
	福池地域福祉センター	福池ふれあいのまちづくり協議会	
	住吉地域福祉センター	住吉ふれあいのまちづくり協議会	
	灘区		
○	高羽地域福祉センター	高羽ふれあいのまちづくり協議会	
	岩屋地域福祉センター	岩屋ふれあいのまちづくり協議会	
	鶴甲地域福祉センター	鶴甲ふれあいのまちづくり協議会	
	六甲山地域福祉センター	六甲山ふれあいのまちづくり協議会	
	新在家地域福祉センター	新在家ふれあいのまちづくり協議会	
	西郷地域福祉センター	西郷ふれあいのまちづくり協議会	
	王子地域福祉センター	王子ふれあいのまちづくり協議会	
	篠原地域福祉センター	篠原ふれあいのまちづくり協議会	
	成徳地域福祉センター	成徳ふれあいのまちづくり協議会	
	稗田地域福祉センター	稗田ふれあいのまちづくり協議会	
	摩耶地域福祉センター	摩耶ふれあいのまちづくり協議会	
	なぎさ地域福祉センター	なぎさふれあいのまちづくり協議会	
	灘地域福祉センター	灘ふれあいのまちづくり協議会	
	六甲地域福祉センター	六甲ふれあいのまちづくり協議会	
中央区			
○	雲中地域福祉センター	雲中ふれあいのまちづくり協議会	
	東川崎地域福祉センター	東川崎ふれあいのまちづくり協議会	
	宮本地域福祉センター	宮本ふれあいのまちづくり協議会	
	籠池地域福祉センター	籠池ふれあいのまちづくり協議会	
	下山手地域福祉センター	下山手ふれあいのまちづくり協議会	
	北野地域福祉センター	北野ふれあいのまちづくり協議会	
	神戸諏訪山地域福祉センター	神戸諏訪山ふれあいのまちづくり協議会	
	吾妻地域福祉センター	吾妻ふれあいのまちづくり協議会	
	小野柄地域福祉センター	小野柄ふれあいのまちづくり協議会	
	橘地域福祉センター	橘ふれあいのまちづくり協議会	
	春日野地域福祉センター	春日野ふれあいのまちづくり協議会	
	若菜地域福祉センター	若菜ふれあいのまちづくり協議会	
	二宮地域福祉センター	二宮ふれあいのまちづくり協議会	
	港島ふれあいセンター	港島ふれあいセンター運営委員会	
	協の浜地域福祉センター	協の浜ふれあいのまちづくり協議会	
	山手地域福祉センター	山の手ふれあいのまちづくり協議会	
	兵庫区		
○	和田岬地域福祉センター	和田岬ふれあいのまちづくり協議会	
	川池地域福祉センター	川池ふれあいのまちづくり協議会	
	湊山地域福祉センター	湊山ふれあいのまちづくり協議会	
	平野地域福祉センター	平野地域福祉センター運営委員会	
	浜山地域福祉センター	浜山ふれあいのまちづくり協議会	
	ひよどり地域福祉センター	ひよどりふれあいのまちづくり協議会	
	入江地域福祉センター	入江地域ふれあいのまちづくり協議会	
	中道地域福祉センター	中道ふれあいのまちづくり協議会	
	熊野地域福祉センター	熊野地域ふれあいのまちづくり協議会	
	夢野地区地域福祉センター	夢野地区ふれあいのまちづくり協議会	
	水木地域福祉センター	水木ふれあいのまちづくり協議会	
	明親地域福祉センター	明親校区ふれあいのまちづくり協議会	
	菊水地域福祉センター	菊水校区ふれあいのまちづくり協議会	
	荒田地域福祉センター	荒田地区ふれあいのまちづくり協議会	
	兵庫大開地域福祉センター	兵庫大開ふれあいのまちづくり協議会	
	北区		
		小部地域福祉センター	小部ふれあいのまちづくり協議会
	有馬地域福祉センター	有馬ふれあいのまちづくり協議会	
	花山地域福祉センター	花山ふれあいのまちづくり協議会	
	有野台地域福祉センター	有野台ふれあいのまちづくり協議会	
	大沢地域福祉センター	大沢ふれあいのまちづくり協議会	

※

※

別紙1 監査対象の地域福祉センター一覧（※については団体助成のみ）

内 実地 監査実施	地域福祉センター	指定管理者および助成団体
	泉台地域福祉センター	泉台ふれあいのまちづくり協議会
	君影地域福祉センター	君影ふれあいのまちづくり協議会
	小部東地域福祉センター	小部東ふれあいのまちづくり協議会
	鈴蘭台地域福祉センター	鈴蘭台ふれあいのまちづくり協議会
	長尾地域福祉センター	長尾ふれあいのまちづくり協議会
	筑紫が丘地域福祉センター	筑紫が丘ふれあいのまちづくり協議会
	唐櫃地域福祉センター	唐櫃ふれあいのまちづくり協議会
	箕谷地域福祉センター	箕谷ふれあいのまちづくり協議会
	南五葉地域福祉センター	南五葉ふれあいのまちづくり協議会
	桜の宮地域福祉センター	桜の宮ふれあいのまちづくり協議会
	八多地域福祉センター	八多ふれあいのまちづくり協議会
	道場地域福祉センター	道場ふれあいのまちづくり協議会
○	大池地域福祉センター	大池ふれあいのまちづくり協議会
	藤原台地域福祉センター	藤原台ふれあいのまちづくり協議会
	有野地域福祉センター	有野ふれあいのまちづくり協議会
	北五葉地域福祉センター	北五葉ふれあいのまちづくり協議会
	淡河地域福祉センター	淡河ふれあいのまちづくり協議会
	有野台第2地域福祉センター	有野台第2ふれあいのまちづくり協議会
	ひよどり台地域福祉センター	ひよどり台ふれあいのまちづくり協議会
	星和台鳴子地域福祉センター	星和台鳴子ふれあいのまちづくり協議会
	鹿の子台地域福祉センター	鹿の子台ふれあいのまちづくり協議会
	山田地域福祉センター	山田ふれあいのまちづくり協議会
	上淡河地域福祉センター	上淡河ふれあいのまちづくり協議会
	谷上地域福祉センター	谷上ふれあいのまちづくり協議会
	広陵地域福祉センター	広陵ふれあいのまちづくり協議会
	大原桂木地域福祉センター	大原・桂木ふれあいのまちづくり協議会
	西山地域福祉センター	北神星和台ふれあいのまちづくり協議会
	甲緑地域福祉センター	甲緑ふれあいのまちづくり協議会
長田区		
	重池地域福祉センター	重池ふれあいのまちづくり協議会
	高取山地域福祉センター	高取山ふれあいのまちづくり協議会
	志里池地域福祉センター	志里池ふれあいのまちづくり協議会
	みすが地域福祉センター	みすがふれあいのまちづくり協議会
	大日丘地域福祉センター	大日丘ふれあいのまちづくり協議会
	宮川地域福祉センター	宮川ふれあいのまちづくり協議会
	北町地域福祉センター	北町ふれあいのまちづくり協議会
	真陽地域福祉センター	真陽ふれあいのまちづくり協議会
	若松地域福祉センター	若松ふれあいのまちづくり協議会
	会陽地域福祉センター	会陽ふれあいのまちづくり協議会
	長田地域福祉センター	長田ふれあいのまちづくり協議会
	細田地域福祉センター	細田ふれあいのまちづくり協議会
○	長田庄山地域福祉センター	長田庄山ふれあいのまちづくり協議会
	真野地域福祉センター	真野ふれあいのまちづくり協議会
	長田東地域福祉センター	番町地区ふれあいのまちづくり協議会
	丸山地域福祉センター	丸山ふれあいのまちづくり協議会
	池田地域福祉センター	池田ふれあいのまちづくり協議会
	名倉地域福祉センター	名倉ふれあいのまちづくり協議会
	二葉地域福祉センター	二葉ふれあいのまちづくり協議会
	長楽地域福祉センター	長楽ふれあいのまちづくり協議会
須磨区		
	高倉台地域福祉センター	高倉台ふれあいのまちづくり協議会
	友が丘地域福祉センター	友が丘ふれあいのまちづくり協議会
	南須磨地域福祉センター	南須磨ふれあいのまちづくり協議会
○	多井畑地域福祉センター	多井畑ふれあいのまちづくり協議会
	神の谷地域福祉センター	神の谷ふれあいのまちづくり協議会
	西落合地域福祉センター	西落合ふれあいのまちづくり協議会
	須磨の浦地域福祉センター	須磨の浦ふれあいのまちづくり協議会
	白川台地域福祉センター	白川台ふれあいのまちづくり協議会
	菅の台地域福祉センター	菅の台ふれあいのまちづくり協議会
	板宿地域福祉センター	板宿ふれあいのまちづくり協議会
	竜が台地域福祉センター	竜が台ふれあいのまちづくり協議会
	妙法寺地域福祉センター	妙法寺ふれあいのまちづくり協議会
	松尾地域福祉センター	松尾ふれあいのまちづくり協議会
	南落合地域福祉センター	南落合ふれあいのまちづくり協議会
	大黒地域福祉センター	大黒ふれあいのまちづくり協議会
	横尾地域福祉センター	横尾ふれあいのまちづくり協議会
	東落合地域福祉センター	東落合ふれあいのまちづくり協議会
	東須磨地域福祉センター	東須磨ふれあいのまちづくり協議会
	若草地域福祉センター	若草ふれあいのまちづくり協議会
	花谷地域福祉センター	花谷ふれあいのまちづくり協議会

※

別紙1 監査対象の地域福祉センター一覧（※については団体助成のみ）

内 実地 監査実施	地域福祉センター	指定管理者および助成団体
	北須磨地域福祉センター	北須磨ふれあいのまちづくり協議会
垂水区	桃山台地域福祉センター	桃山台ふれあいのまちづくり協議会
	霞ヶ丘地域福祉センター	霞ヶ丘ふれあいのまちづくり協議会
	塩屋地域福祉センター	塩屋ふれあいのまちづくり協議会
	つつじが丘地域福祉センター	つつじが丘ふれあいのまちづくり協議会
	高丸地域福祉センター	高丸ふれあいのまちづくり協議会
	神陵台地域福祉センター	神陵台ふれあいのまちづくり協議会
	舞子地域福祉センター	舞子ふれあいのまちづくり協議会
	多聞東地域福祉センター	多聞東ふれあいのまちづくり協議会
	上高丸地域福祉センター	上高丸ふれあいのまちづくり協議会
	多聞台地域福祉センター	多聞台ふれあいのまちづくり協議会
	西高丸地域福祉センター	西高丸ふれあいのまちづくり協議会
	多聞南地域福祉センター	多聞南ふれあいのまちづくり協議会
	垂水地域福祉センター	垂水ふれあいのまちづくり協議会
	小束山地域福祉センター	小束山ふれあいのまちづくり協議会
	狩口台地域福祉センター	狩口台ふれあいのまちづくり協議会
	東垂水地域福祉センター	東垂水ふれあいのまちづくり協議会
	本多聞地域福祉センター	本多聞ふれあいのまちづくり協議会
	千代が丘地域福祉センター	千代が丘ふれあいのまちづくり協議会
	西脇地域福祉センター	西脇ふれあいのまちづくり協議会
	星陵台地域福祉センター	星陵台ふれあいのまちづくり協議会
	名谷地域福祉センター	名谷ふれあいのまちづくり協議会
○	福田地域福祉センター	福田ふれあいのまちづくり協議会
	塩屋北地域福祉センター	塩屋北ふれあいのまちづくり協議会
	乙木地域福祉センター	乙木ふれあいのまちづくり協議会
西区	神出地域福祉センター	神出ふれあいのまちづくり協議会
○	学園西町地域福祉センター	学園西町ふれあいのまちづくり協議会
	高和地域福祉センター	高和ふれあいのまちづくり協議会
	春日台地域福祉センター	春日台ふれあいのまちづくり協議会
	糺台地域福祉センター	糺台ふれあいのまちづくり協議会
	押部谷東地域福祉センター	押部谷東ふれあいのまちづくり協議会
	枝吉地域福祉センター	枝吉校区ふれあいのまちづくり協議会
	平野地域福祉センター	平野ふれあいのまちづくり協議会
	狩場台地域福祉センター	狩場台ふれあいのまちづくり協議会
	竹の台地域福祉センター	竹の台ふれあいのまちづくり協議会
	学園東地域福祉センター	学園東ふれあいのまちづくり協議会
	岩岡第2地域福祉センター	岩岡第2ふれあいのまちづくり協議会
	出合地域福祉センター	出合ふれあいのまちづくり協議会
	桜が丘地域福祉センター	桜が丘ふれあいのまちづくり協議会
	櫻野台地域福祉センター	櫻野台ふれあいのまちづくり協議会
	美賀多台地域福祉センター	美賀多台ふれあいのまちづくり協議会
	玉津地域福祉センター	玉津ふれあいのまちづくり協議会
	北山地域福祉センター	北山ふれあいのまちづくり協議会
	樫谷地域福祉センター	樫谷ふれあいのまちづくり協議会
	岩岡第1地域福祉センター	岩岡第1ふれあいのまちづくり協議会
	月が丘地域福祉センター	月が丘ふれあいのまちづくり協議会
	井吹東地域福祉センター	井吹東ふれあいのまちづくり協議会
	高津橋地域福祉センター	高津橋ふれあいのまちづくり協議会
	井吹西地域福祉センター	井吹西ふれあいのまちづくり協議会
	押部谷地域福祉センター	押部谷ふれあいのまちづくり協議会
	伊川谷地域福祉センター	伊川谷ふれあいのまちづくり協議会
	有瀬地域福祉センター	有瀬ふれあいのまちづくり協議会
	長坂地域福祉センター	長坂ふれあいのまちづくり協議会
	太山寺地域福祉センター	太山寺ふれあいのまちづくり協議会

平成21年4月開所

※

## 平成 年度 \_\_\_\_\_ ふれあいのまちづくり協議会決算書

## 1. 収入の部

(単位:円)

科 目	金 額	説 明
前年度繰越金		
運営交付金①		
寄付金		
預金等利息		
ふれあいのまちづくり助成②		
補助金		
運営協力金		
その他		
合計③		

## 2. 支出の部

科 目	金 額	説 明
光熱水費	電気代	
	水道代	
	ガス代	
	その他	
通信・事務費		
修繕費		
備品費		
消耗品費		
その他管理費		
ふれあいのまちづくり助成事業費		
その他事業費		
合計④		

## 3. 返還金・次年度繰越金の部

科 目	金 額	説 明
返還金⑤((1)+(2)-(4))		
次年度繰越金 (③-④-⑤)		

会計監査の結果、上記のとおりであることを認めます。

平成 年 月 日

監事 \_\_\_\_\_ (印)

監事 \_\_\_\_\_ (印)

## 【実績報告書添付書類 (1) -①】

## 活動計画・結果比較

事業名		活 動 計 画			活 動 結 果		
福 祉 意 識 を 高 め る 事 業	講座・学習会等の開催	実施回数	回、参加人数	人	実施回数	回、参加人数	人
	福祉施設等との交流	実施回数	回、参加人数	人	実施回数	回、参加人数	人
	地域ボランティアの発掘	実施回数	回、参加人数	人	実施回数	回、参加人数	人
仲 間 づ っ き を 進 め る 事 業	障害者との交流	実施回数	回、参加人数	人	実施回数	回、参加人数	人
	ふれあいサロン	実施回数	回、参加人数	人	実施回数	回、参加人数	人
	ひとりぐらし高齢者の料理教室	実施回数	回、参加人数	人	実施回数	回、参加人数	人
	子育てサークルづくり	実施回数	回、参加人数	人	実施回数	回、参加人数	人
住 民 互 互 の 生 活 支 援 事 業	地域デイサービス	実施回数	回、参加人数	人	実施回数	回、参加人数	人
	地域リハビリ	実施回数	回、参加人数	人	実施回数	回、参加人数	人
	家事援助サービス	延べ活動時間数	時間		延べ活動時間数	時間	
	外出介助サービス	利用者数	人		利用者数	人	
		延べ活動回数	回		延べ活動回数	回	
		利用者数	人		利用者数	人	

## 【実績報告書添付書類 (1) - ②】

## 助成金精算表①

事業名		※助成額 (A)	支出額 (B)	差引 (A - B)	参加費等収入額
福祉意識を高める事業	講座・学習会等の開催	円	円	円	円
	福祉施設等との交流	円	円	円	円
	地域ボランティアの発掘	円	円	円	円
仲間づくりを進める事業	障害者との交流	円	円	円	円
	ふれあいサロン	円	円	円	円
	ひとりぐらし高齢者の料理教室	円	円	円	円
	子育てサークルづくり	円	円	円	円
住民相互の生活支援事業	地域デイサービス	円	円	円	円
	地域リハビリ	円	円	円	円
	家事援助サービス	円	円	円	円
	外出介助サービス	円	円	円	円
提案型活動		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
小計		円	円	円	円

※福祉メニュー(福祉意識を高める事業・仲間づくりを進める事業・住民相互の生活支援事業)については、助成額 (A) の欄は、回数減に伴う助成金返還後の額を記入すること。

平成 年度 ふれあいのまちづくり助成活動実績報告書

協議会名		ふれあいのまちづくり協議会		
事業名		福祉意識を高める事業・仲間づくりを進める事業・住民相互の生活支援事業		
助成メニュー				
事業の期間		平成 年 月 ～ 平成 年 月		
事業 の 実 施 内 容	実施回数	回		
	参加人数	人		
	ボランティア数	人		
	参加団体			
	実施内容	実施時期 年/月	参加人数 参加者	ボランティア
				内 容 (対象者・施設等)
	事業成果			
支 出 費 用	項 目		金 額(円)	
	合 計		円	

\* 写真、新聞記事、チラシ等参考資料があれば添付してください。